

東京都写真美術館作品資料収蔵委員会設置要綱

14 生 文 振 事 第 6 号
平 成 14 年 4 月 1 日
15 生 文 振 事 第 1109 号
平成 16 年 3 月 26 日 改定
18 生 文 振 企 第 223 号
平成 18 年 7 月 25 日 改定
18 生 文 振 企 第 771 号
平 成 19 年 4 月 2 日 改 定
19 生 文 振 企 第 122 号
平成 19 年 5 月 30 日 改定
22 生 文 総 総 第 825 号
平成 22 年 7 月 9 日 改定
3 生 総 総 第 2076 号
令和 4 年 4 月 1 日 改定
4 生 文 文 第 506 号
令和 4 年 8 月 1 日 改定
6 生 総 総 第 2818 号
令和 7 年 4 月 1 日 改定

(設置)

第 1 東京都写真美術館（以下「美術館」という。）の資料の収集に必要な事項についての調査検討並びに購入及び受贈等に伴う価格評価の事務を適正かつ円滑に行うことを目的として、東京都写真美術館作品資料収蔵委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 この要綱にいう資料とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 美術館の展示の用に供する資料
- (2) 美術館の研究の用に供する資料
- (3) 美術館で保存することが望ましい資料
- (4) その他美術館にとって必要な資料

2 この要綱にいう評価対象資料とは、前項に掲げる資料で購入及び受贈等にかかるものをいう。

(所掌事項)

第 3 この委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 美術館資料の購入に係る調査検討
- (2) 美術館資料の寄贈及び 6 か月以上の寄託の受入れに係る調査検討
- (3) 評価対象資料の価格評価
- (4) その他美術館資料の収集に必要な事項の調査検討

(構成)

第 4 委員会は、学識経験を有する者のうちから、生活文化局長（以下「局長」という。）

が委嘱する委員 20 名以内で構成する。

2 第 3 に規定する業務を行うために必要があるときは、委員会に局長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、通算 4 期 8 年を限度として再任を妨げない。

(部会の設置)

第 5 委員会に次の部会を置く。

(1) 東京都写真美術館作品資料収集部会 (以下「収集部会」という。)

(2) 東京都写真美術館作品資料評価部会 (以下「評価部会」という。)

(収集部会)

第 6 収集部会は、局長が指名する委員及び臨時委員 10 人以内で構成する。ただし、調査検討に係る美術館資料に利害関係を有する者を除く。

2 収集部会は、第 3 の (1) 及び (2) に規定する業務を行う。

(評価部会)

第 7 評価部会は、局長が指名する委員及び臨時委員 10 人以内で構成する。ただし、評価対象資料に利害関係を有する者を除く。

2 評価部会は、第 3 の (3) に規定する業務を行う。ただし、一点の予定価格が 2 万円未満のものについては、評価対象資料から除く。

(委員長及び副委員長)

第 8 委員会並びに収集部会及び評価部会の各部会 (以下「各部会」という。) に必要に応じ委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会を主宰し、会務を総理し、その結果を文書で局長に報告するものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 9 委員会及び各部会は、局長が招集する。

2 委員会及び各部会は、必要に応じ、東京都職員等関係者の出席を求めることができる。

(公開等)

第 10 委員会及び各部会は原則として公開で行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については非公開とする。

(1) 第 3 の (3) に係る事項

(2) 委員会及び各部会が非公開と決定した事項

2 委員会及び各部会の会議録等は、原則として開示する。ただし、次の各号に掲げる事項については一部開示、又は非開示の取扱いとする。

(1) 第 3 の (3) に係る事項

(2) 委員会及び各部会が一部開示又は非開示と決定した事項

(庶務)

第 11 委員会の庶務は、生活文化局文化振興部において処理する。

(補則)

第 12 この要綱に定めるもののほか、委員会及び各部会の運営に必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

- 1 「東京都写真美術館作品資料収集委員会設置要綱」及び「東京都写真美術館作品資料評価委員会設置要綱」は廃止する。
- 2 廃止する「東京都写真美術館作品資料収集委員会設置要綱」に基づき就任していた委員は、任期の残余期間を本要綱に基づく委員として引き継ぎ、収集部会に属するものとする。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

収集方針

- 1 収集方針は、東京都写真美術館基本計画による。
- 2 具体的収集実績の手薄な部分を重点的に収集する。
 - 1 黎明期の作品
 - 2 重点収集作家作品のうち、その作家の代表的作品を収集する。
 - 3 1 2 に当たる部分は、必ずしもヴィンテージにこだわらない。
 - 4 戦前作家、戦後の作家については、その作家の代表的作品を収集する。このため、今後は作家の作品を特定して収集する。
- 3 上記方針を採用できるためには、既収集作品について、収蔵品目録を早期に作成する。
 - 1 作家データ：作家名、本名、現住所、出身地、主な活動地、代表作、
作品が主に収集されている施設
 - 2 既収集作品データ：作品名、画像（ベタ焼き）、撮影地、撮影年、発表年、発表方法、
格（寄贈・寄託）、購入先
 - 3 経理関係データ： 購入価格（寄贈・寄託）、購入先、市場価格
 - 4 管理関係データ： 保存上の要件、収蔵場所
- 4 著作権に関する事項

購入契約は、物品購入契約から、美術品購入契約に改める。